

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局：法務省民事局

権限付与及びそれによる事業の概要	登記情報提供サービス 登記所が保有する登記情報等を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンで確認することができる制度		
根拠となる法令・条項	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第3条	権限付与の形態	全国に限り
権限付与の要件	①業務を的確かつ円滑に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、②一般社団法人又は一般財団法人であって、その役員又は職員の構成が業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの、③登記情報提供業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって登記情報提供業務が不公正になるおそれがない者、④指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者、⑤役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと(○禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、○この法律又は不動産登記法(平成16年法律第123号)の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、○法務大臣の命令により解任され、解任の日から5年を経過しない者)	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人民事法務協会	法律上複数指定の可否	現行法上は不可
【権限付与の要件の妥当性】			
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定法人は、いわば登記所の行政事務を代行するものであるため、業務の公正な遂行が求められており、また、コンピュータを設置し、これを操作しつつ、利用者から利用料金の現実の支払を受ける前に、登記情報の提供を行うものであるため、そのための基礎を有する必要がある。 ○ 以上を踏まえ、法は、①必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること(3条1号)、②役員の構成が提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと(同条2号及び5号)、③他の業務を行っている場合には、提供業務が不公正にならないこと(同条3号)並びに④指定の取消しの日から5年を経過しない者を再指定しないこと(同条4号)を指定の要件としている。 ○ よって、これらの要件は、指定法人に求められる必要十分条件であると考える。 		
	【権限付与法人が1つである必要性・効率性】		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記情報システムのセキュリティを確保する上で、登記情報システムに接続することができる指定法人の数はできる限り少なくすることが合理的であること。 ○ 登記所における登記簿の閲覧の手数料が全国一律であるのと同様に、指定法人手数料も全国一律にすべきであるところ、指定法人が複数存在することとすると、その手数料に差異が生ずることも予想され、そのような事態は避けるべきであること。 ○ 指定法人手数料は、登記情報提供業務に要する経費を利用見込み件数で除して算出されるところ、指定法人が複数存在することとすると、それぞれ指定法人につき同程度の経費(主として固定的経費)を要する上、利用見込み件数については、一法人に限る場合よりも少なく見積もらざるを得ないため、利用見込み件数に対する経費の割合が高まり、ひいては利用手数料が高くなることにつながりかねないこと。 ○ よって、指定法人の数を「全国に1」に限ることは、情報セキュリティの確保及び手数料の低減化等の観点から、必要であり、かつ、効率的であると考える。 		
	【権限付与対象法人の拡大及び他の主体による実施の可能性に係る検討結果】		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査(実施期間：平成23年11月17日から平成24年1月31日まで)の結果、現在の指定法人に代わって登記情報提供業務を行う意向のある者からの回答は得られず、また、利用者からは、引き続き現在の指定法人に登記情報提供業務を行わせるのが適当との意見が過半数を占めていること。 ○ 指定法人内に設置した第三者機関である外部評価委員会が評価を行った結果、業務運用の透明性・適正性を担保するための取組を実施しており、その運営に問題はなく、かつ、経費の節減に向けた改善の取組が行われていることとされている。 ○ 以上を踏まえると、現時点において、権限付与対象法人の拡大及び他の主体による実施は、現実的とは考えられない。 		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	○ 今後の見直しの内容・見直しの時期としては、直近では平成28年度に登記情報提供システムのリプレースが見込まれているため、それに併せ、ITの進展を踏まえた上で、他主体による実施の可能性の検討を中心に、見直しを行う。また、指定法人内に設置された第三者委員会による評価を引き続き適時に行っていくことも検討することとしたい。		